

2026年4月1日

投資家の皆様へ

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

投資信託約款の変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が設定・運用しております「中小型株式オープン <愛称：投資満々>」（以下、「本ファンド」といいます。）につきまして、下記のとおり、投資信託約款の変更（以下、「約款変更」といいます。）に関する手続きを実施させていただきます。

本ファンドへの投資をご検討いただく際には十分ご留意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンドの名称

中小型株式オープン <愛称：投資満々>

2. 約款変更の背景

本ファンドは、2000年6月のファンド設定以来、わが国の上場株式（中小型株式）を主な投資対象として運用を行ってまいりました。今般、投資機会の拡大、パフォーマンスの一層の向上を目的として、本ファンドの投資対象にわが国の未上場株式等（普通株式に転換可能な優先株式、その他の種類株式等も含まれます。以下、「未上場株式等」といいます。）に投資する「日本株式クロスオーバーマザーファンド」を追加する約款変更を実施いたします。

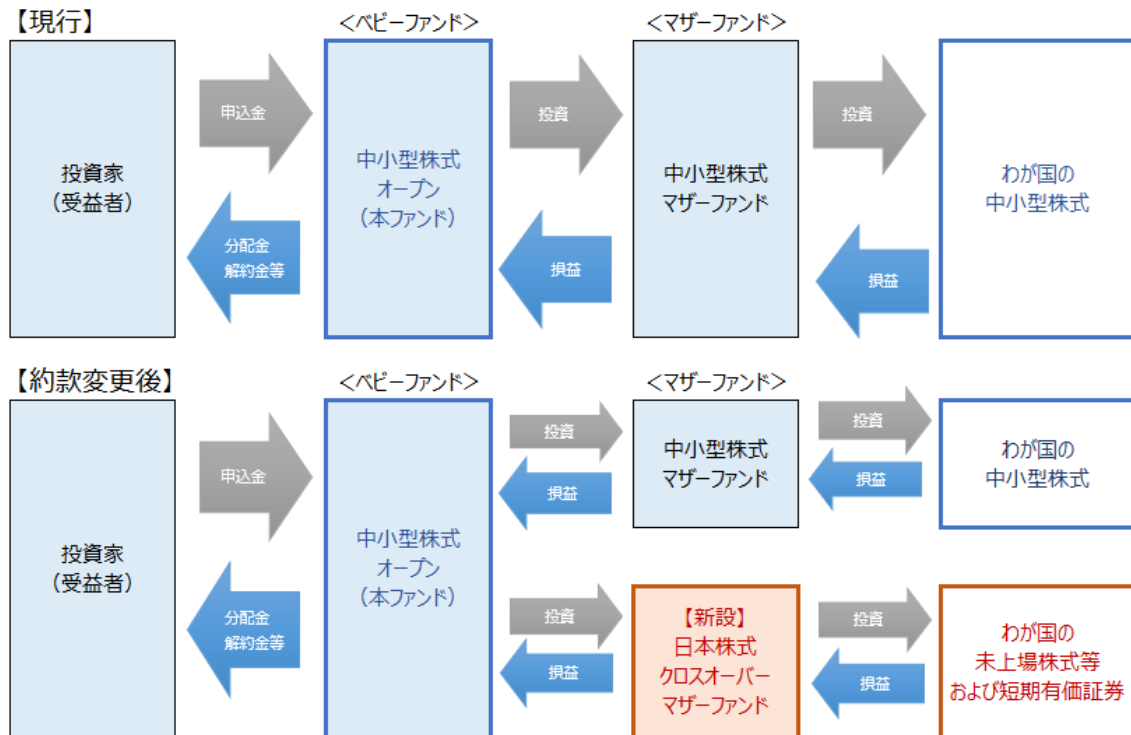
この約款変更は、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」および本ファンドの約款の規定に基づき、「その内容が重大なもの」として異議申立手続きを経たうえで実施します。ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

本約款変更手続きの開始について公告を行った日（2026年4月1日）時点の受益者様が、本約款変更に関する異議申立の権利を有する対象受益者となります。なお、2026年4月1日付以降の受付となるお申込みにより取得された受益権、および2026年3月31日付以前の受付となるお申込みにより換金（解約）された受益権については、異議申立の権利はございません。

3. 約款変更の内容について

① マザーファンドの追加

本ファンドの投資対象に、未上場株式等に投資する「日本株式クロスオーバーマザーファンド」受益証券を追加します。



※ 本ファンドの未上場株式等への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の15%以下とします。

※ 日本株式クロスオーバーマザーファンドの運用にあたっては三井住友トラスト・インベストメント株式会社（委託会社の親会社である三井住友トラストグループ株式会社の連結子会社）から投資助言を受けます。

② 投資制限の追加

- ・ 未上場株式等への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の15%以下とします。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

※ 「日本株式クロスオーバーマザーファンド」の投資対象は、あくまでわが国の未上場株式等ですが、将来、投資先の未上場株式等が海外の金融商品取引所等に上場、あるいは海外企業による買収、合併等の可能性もあるため、あらかじめ約款に記載するものです。

③ 購入・換金申込受付の中止および取消しについて

本ファンドにおける未上場株式等の実質投資割合が、投資信託財産の純資産総額の15%を超える可能性が高まったと弊社が判断した場合等に購入・換金申込受付の中止および取消しをする可能性がある旨を追加します。

4. 約款変更適用日

2026年6月19日（金）

《ご参考》

【 新規に組入れる日本株式クロスオーバーマザーファンドの概要 】

- ・ 主としてわが国の未上場株式等および短期有価証券に投資します。
- ・ 未上場株式等への投資にあたっては、投資開始後数年程度以内に上場が期待されると考えられる企業のうち、ビジネスモデルや将来の収益性、成長性に注目するとともに、経営態勢、財務の健全性等についても評価をし、投資銘柄を決定します。
- ・ 上場後も成長が期待される企業については、原則上場株式として保有を継続する方針です（クロス

オーバー投資と呼びます)。

- ・ 本マザーファンドの運用は、三井住友トラスト・インベストメント株式会社（委託会社の親会社である三井住友トラストグループ株式会社の連結子会社）から投資助言を受け、弊社アクティブ運用部プライベートエクイティ運用室が行います。

【 投資リスクの追加 】

上場株式に比べて流動性の低い未上場株式等を実質的な投資対象に追加することから、本ファンドの目論見書に「未上場株式等への投資に関する主なリスク」を追加します。（本件は約款変更ではありません。）

● 未上場株式等への投資に関する主なリスク

- ・ 未上場株式等は、一般的に上場株式と比較して流動性が著しく乏しいため、速やかに売却できないことや、ファンドの基準価額に採用される評価額ではなく不利な価格で売却せざるを得ない可能性があります。
- ・ 未上場企業等は、上場企業に比べ、一般的に財務の不安定性、経営資源の制約等の不確実性が高く、計画通りに事業が進捗せず、事業売却、倒産等に至り、投資資金が回収できない場合があります。これらの未上場企業等への投資に特有のリスクが顕在化することにより、ファンドの基準価額は大きな影響を受ける場合があります。
- ・ 未上場株式等は、その時点で入手できる情報に基づき評価されるため、各企業の個別要因等によって評価額が大きく変動することがありますが、日々のファンドの基準価額に反映させることは困難です。

【 手続きおよび日程について 】

2026年5月15日に約款変更の実施について可否決定を行い、約款変更が決定した場合、2026年6月19日付で約款変更を行う予定です。なお、下表の異議申立期間中に異議申立を行った受益者様の保有受益権口数の合計が、公告日（2026年4月1日）時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合に約款変更が決定します。

日付	内容
2026年4月1日	公告日（対象受益者の確定日）
2026年4月1日～2026年5月13日	異議申立期間
2026年5月15日	約款変更実施の可否決定
2026年5月26日	約款変更届出日【予定】
2026年5月27日～2026年6月15日	買取請求期間【予定】
2026年6月19日	約款変更適用日【予定】

新	旧
<p>運用の基本方針 (中略)</p>	<p>運用の基本方針 (中略)</p>
<p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、主として、中小型株式 マザーファンドの受益証券および日本株式クロスオーバーマザーファンドの受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）への投資を通じて、わが国の取引所に上場する中小型株式および未上場株式等（未上場株式または未登録株式のうち、金融商品取引法または会社法もしくはこれらに準じて開示が行われているもの、あるいは一般社団法人資産運用業協会規則に定める要件を満たすものをいい、普通株式に転換可能な優先株式、その他の種類株式等も含まれます。以下同じ。）に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、主として、中小型株式 マザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）への投資を通じて、わが国の中小型株式に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。</p>
<p>2. 運用方法 (中略)</p> <p>(2)投資態度</p> <p>①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます）のうち、中小型株式に投資するとともに未上場株式等にも投資します。具体的には、以下の方針に基づいて銘柄選択を行います。</p> <p>市場動向、業界動向、技術動向など成長ポテンシャルの観点から投資対象候補の絞り込みを行い、マネジメントに対する評価なども踏まえた上で組入銘柄を決定します。</p> <p>②株式への実質投資割合は、原則として高位（80%以上）を保ちます。ただし、相場下落の可能性が高いと判断した場合には、キャッシュ比率の引上げおよび以下に記載する有価証券先物取引等により、実質的な株式への投資比率を引下げるよう努めます。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>④投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取</p>	<p>2. 運用方法 (中略)</p> <p>(2)投資態度</p> <p>①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます）のうち、中小型株式に投資します。具体的には、以下の方針に基づいて銘柄選択を行います。</p> <p>市場動向、業界動向、技術動向など成長ポテンシャルの観点から投資対象候補の絞り込みを行い、マネジメントに対する評価なども踏まえた上で組入銘柄を決定します。</p> <p>②株式への実質投資比率は、原則として高位（80%以上）を保ちます。ただし、相場下落の可能性が高いと判断した場合には、キャッシュ比率の引上げおよび以下に記載する有価証券先物取引等により、実質的な株式への投資比率を引下げるよう努めます。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>④ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>

新	旧
<p>引、有価証券オプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができるものとしします。</p> <p>⑤ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>(3)投資制限</p> <p>①株式への投資制限</p> <p>株式への実質投資割合には制限を設けません。なお未上場株式等への実質投資割合は、<u>投資信託財産の純資産総額の15%以下とします。</u></p> <p>(中略)</p> <p>⑦外貨建資産への投資制限</p> <p>外貨建資産への<u>実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。なお外貨建資産の実質保有は、投資している未上場株式等が、海外市場で新規上場した場合、あるいは海外企業による合併・買収が行われた場合で、外貨建株式に転換された場合に限り。</u></p> <p>⑧<u>為替予約取引の利用は、ヘッジ目的に限定します。</u></p> <p>⑨一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> <p>⑩デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資</p>	<p>⑤投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができるものとしします。</p> <p>(3)投資制限</p> <p>①株式への投資制限</p> <p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>(中略)</p> <p>⑦外貨建資産への投資制限</p> <p>外貨建資産への<u>投資は、行いません。</u></p> <p>(新設)</p> <p>⑧一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> <p>⑨デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資</p>

新	旧
<p>産総額を超えることとなる投資の指図をしません。</p>	<p>産総額を超えることとなる投資の指図をしません。</p>
<p>追加型証券投資信託 中小型株式オープン 約款 (愛称：“投資満々”) (中略)</p>	<p>追加型証券投資信託 中小型株式オープン 約款 (愛称：“投資満々”) (中略)</p>
<p>(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法) 第 8 条 (略)</p>	<p>(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法) 第 8 条 (略)</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p><u>③投資信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>④第 25 条の 3 に規定する為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(受益権の申込単位、価額および手数料) 第 12 条 (略)</p>	<p>(受益権の申込単位、価額および手数料) 第 12 条 (略)</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>⑥前各項の規定にかかわらず、取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。また、<u>未上場株式等への実質投資割合が運用の基本方針で定める比率に対して高まったと委託者が判断した場合、委託者が未上場株式等の価値に影響する事象を認識し、基準価額への影響が大きいと判断した場合等には、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中</u></p>	<p>⑥前各項の規定にかかわらず、取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。</p>

新	旧
<p><u>止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。</u></p>	
(中略)	(中略)
(運用の指図範囲等)	(運用の指図範囲等)
<p>第 19 条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された中小型株式 マザーファンドおよび日本株式クロスオーバーマザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限ります。）をもってマザーファンド受益証券へ投資することを指図できます。</p>	<p>第 19 条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された中小型株式 マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を<u>除く</u>とともに、<u>本邦通貨表示のものに限ります。</u>）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限ります。）をもってマザーファンド受益証券へ投資することを指図できます。</p>
(中略)	(中略)
<p><u>④委託者は、投資信託財産に属する未上場株式等の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する未上場株式等の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 15 を超えることとなる投資の指図をしません。</u></p>	(新設)
<p>⑤委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。</p>	<p>④委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。</p>
<p>⑥委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。</p>	<p>⑤委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。</p>
<p>⑦前 3 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザー</p>	<p>⑥前 2 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザー</p>

新	旧
<p>ファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p>	<p>ファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p>
(中略)	(中略)
(投資する株式等の範囲)	(投資する株式等の範囲)
第 21 条 (略)	第 21 条 (略)
(中略)	(中略)
<p><u>③前 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる発行会社の発行する株式については委託者が投資することを指図することができるものとします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>1. 金融商品取引法第 24 条の規定に基づき有価証券報告書（金融商品取引法第 5 条に規定する有価証券届出書を含み、監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されているものに限ります。）を提出している会社の発行するもの</u></p>	
<p><u>2. 公認会計士または監査法人により会社法に基づく監査が行われ、かつ、その監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている計算書類等を委託者において入手できる会社の発行するもの</u></p>	
<p><u>3. 公認会計士または監査法人により金融商品取引法または会社法に準ずる監査が行われ、かつ、その監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託者において入手できる発行会社であって、今後も継続的に開示が見込める会社の発行するもの</u></p>	
<p><u>4. 一般社団法人資産運用業協会規則に定める要件を満たす会社の発行するもの</u></p>	
<p><u>5. 外国株式であって前 4 号に準ずるもの</u></p>	
(中略)	(中略)
(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)	(新設)
<p><u>第 25 条の 2 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。</u></p>	
(外国為替予約取引の指図、目的および範囲)	(新設)
<p><u>第 25 条の 3 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に係る外貨建資産のうち投資信託財産に属すると</u></p>	

新	旧
<p><u>みなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p><u>②前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</u></p>	
<p>(中略)</p> <p>(投資信託契約の一部解約) 第44条(略)</p>	<p>(中略)</p> <p>(投資信託契約の一部解約) 第44条(略)</p>
<p>(中略)</p> <p>⑥委託者は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項および第2項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。<u>また、未上場株式等への実質投資割合が運用の基本方針で定める比率に対して高まったと委託者が判断した場合、委託者が未上場株式等の価値に影響する事象を認識し、基準価額への影響が大きいと判断した場合等には、委託者は、第1項および第2項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。</u></p>	<p>(中略)</p> <p>⑥委託者は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項および第2項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。</p>
<p>(付則)</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>(中略)</p>
<p>第3条 <u>(削除)</u></p>	<p>第3条 <u>運用の基本方針中、1. 基本方針、2. 運用方法(1)投資対象、同(2)投資態度および同(3)投資制限の各規定ならびに第4条、第19条第1項、同条第4項ないし第6項、第22条、第23条、第30条、第31条、第35条、第44条ならびに第45条の各規定は、2008年9月22日から適用されるものとし、2008年9月21日までは2008年8月29日における当該各規定の改正前の条文によりま</u></p>
<p>第4条 <u>運用の基本方針中、1. 基本方針、2. 運用方法(2)投資態度①、②、④および⑤、なら</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>びに同(3)投資制限①、⑦ないし⑩の各規定ならびに第 8 条第 3 項および第 4 項、第 12 条第 6 項、第 19 条第 1 項、同条第 4 項ないし第 7 項、第 21 条第 3 項、第 25 条の 2、第 25 条の 3 ならびに第 44 条 6 項の各規定は、2026 年 6 月 19 日から適用されるものとし、2026 年 6 月 18 日までは 2026 年 5 月 26 日における当該各規定の改正前の条文によります。</u></p>	

中小型株式オープン

追加型投信/国内/株式



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

■ 委託会社 (ファンドの運用の指図を行う者)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第347号

設立年月日：1986年11月1日

資本金：20億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額：17兆3,977億円

(資本金、運用純資産総額は2026年1月30日現在)

■ 受託会社 (ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

三井住友信託銀行株式会社

■ 照会先

 三井住友トラスト・アセットマネジメント

 ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

 フリーダイヤル：0120-668001
(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)



SMTAM投信関連情報サービス

お客様が指定されたファンドに関する情報(基準価額、レポート)や投資に関するコラム等をLINEでお知らせします。

※LINEご利用設定は、お客様のご判断でお願いします。
※サービスのご利用にあたっては、あらかじめ「SMTAM投信関連情報サービス利用規約」をご確認ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型投信	国内	株式

属性区分			
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
その他資産 (注)	年1回	日本	ファミリーファンド

(注)投資信託証券(株式 中小型株)

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

ESG分類
ESG投信ではありません

この目論見書により行う中小型株式オープンの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年3月31日に関東財務局長に提出しており、2026年4月1日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。



✓ ファンドの目的・特色

ファンドの目的

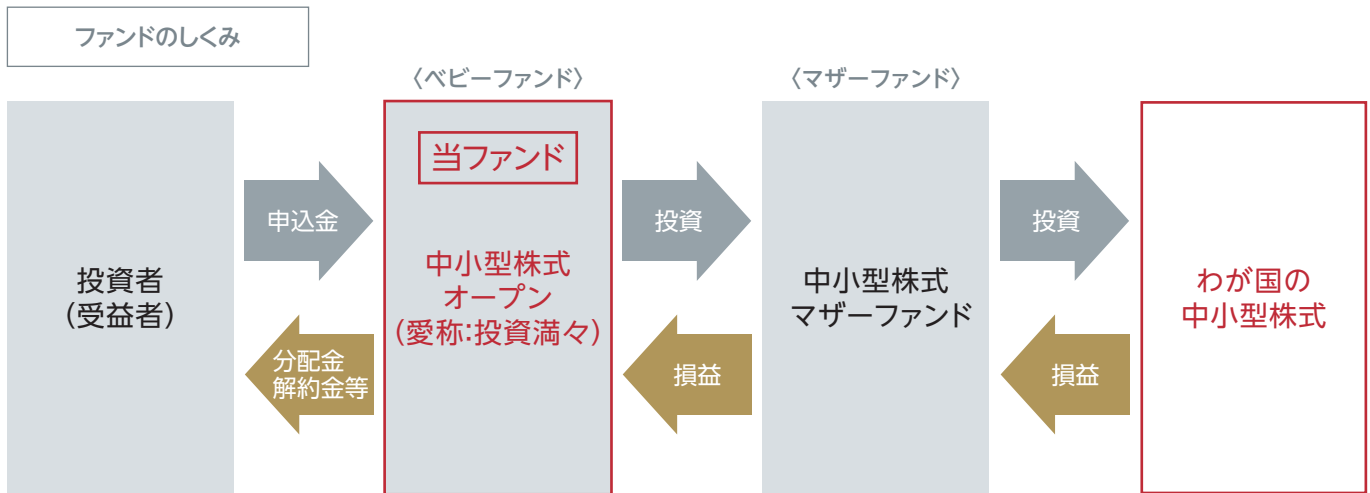
わが国の中小型株式に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

ファンドの特色

1. わが国の中小型株式に投資し、ファミリーファンド方式で運用を行います。

●今後の成長が期待できる企業が数多く存在するわが国の中小型株式*を中心に投資することにより、高い投資成果の獲得を目指します。

※中小型株式の分類は時価総額等を勘案して行います。相対的に時価総額の大きな銘柄に投資することもあります。



? ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

〈マザーファンドの概要〉

マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
中小型株式 マザーファンド	わが国の中小型株式	この投資信託は、わが国の中小型株式を主要な投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

✓ ファンドの目的・特色

ファンドの特色

2. 中長期的な視点で売上・利益の飛躍的な成長が期待できる企業を見極め、選別投資することで積極的な運用を行います。

- 企業評価の際には企業のビジネスモデル(利益を生み出す仕組み)を見極めたうえで、その成長性、持続性などを判断します。
- 相場下落の可能性が高いと判断した場合には、キャッシュ比率の引上げ及び有価証券先物取引等により、実質的な株式への投資比率を引下げよう努めます。

マザーファンドの投資プロセス

わが国の中小型株式

わが国の全上場銘柄のうち、時価総額等を勘案して対象となる銘柄の抽出を行います。

投資対象銘柄群の選定

市場動向、業界動向、技術動向など成長ポテンシャルの観点から投資対象候補の絞り込みを行います。

銘柄選択

業績見通しや株価評価を踏まえて銘柄を選択します。必要に応じてマネジメントに対する評価も加味します。

ポートフォリオ構築

※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

日本の主な成長セクターイメージ

情報通信・技術革新関連

- ソフト・ハードウェア関連
- AI(人工知能)、IoT(モノのインターネット)
- 環境対応車、自動運転
- デジタルコンテンツ(漫画、アニメ、ゲーム等)
- SNS、コミュニティ等

医療・バイオテクノロジー

- ヘルスケア機器
- 新薬開発・製造等

サービス

- 人材紹介サービス
- 介護サービス
- 観光ビジネス
- インフラ事業等

※上記はイメージであり、必ずしもこれらのセクターの銘柄に投資することを保証するものではありません。

ビジネスモデルを見極める際の主な着眼点

- 高い市場シェア
- 他社と差別化できるような独自の技術や高いブランド力
- 自ら新しい市場を開拓していく力
- 社会的ニーズの高い製品やサービスを提供することで市場拡大の恩恵を受ける企業

分配方針

- 原則として、毎年6月29日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益等の全額とします。
- 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。



投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様へ帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

<p>株価変動リスク</p>	<p>株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。</p>
<p>信用リスク</p>	<p>有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。</p>

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

投資リスク

その他の留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要性が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

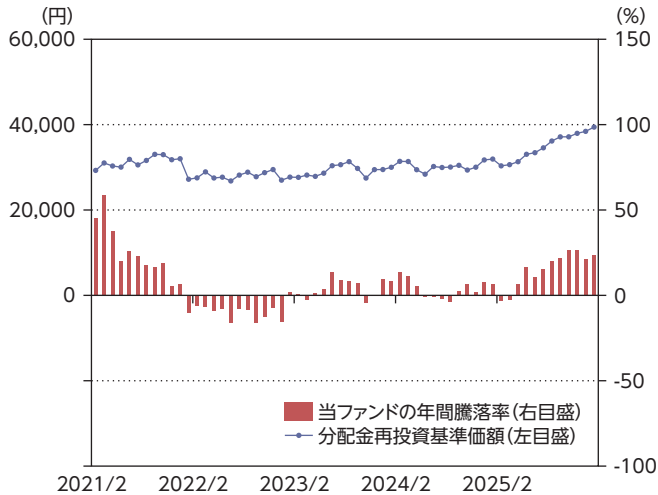
委託会社におけるリスク管理体制

- 運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理(流動性リスク管理等を含む)と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。



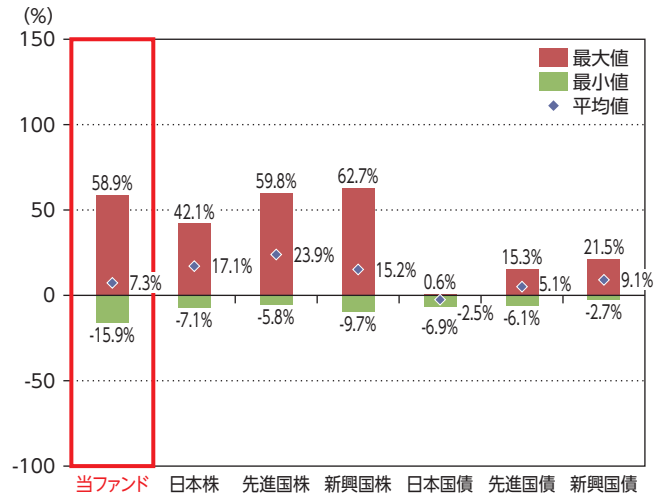
【参考情報】

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- *当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



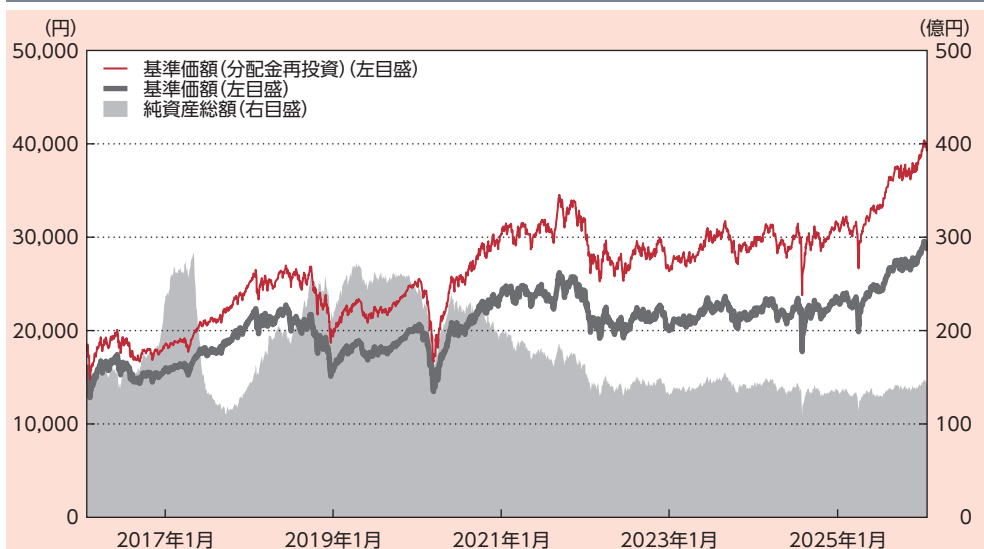
- *2021年2月～2026年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数について

日本株 TOPIX (東証株価指数) (配当込み)	TOPIX (東証株価指数)とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。[配当込み]指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数の指数値及び同指数に係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPMorgan・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・デバチファイド(円ベース)	本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

基準価額・純資産の推移



基準価額	28,863円
純資産総額	142.31億円

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2021年6月	900円
2022年6月	0円
2023年6月	400円
2024年7月	0円
2025年6月	450円
設定来 分配金合計額	5,450円

※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
※上記グラフは作成基準日以前の直近10年間を表示しております。

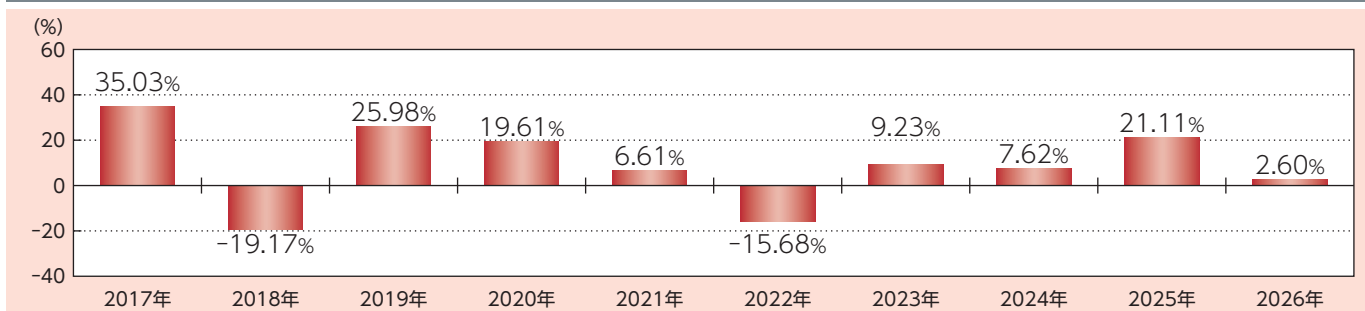
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

銘柄名	国/地域	種類	業種	実質投資比率
富士電機	日本	株式	電気機器	2.5%
エフピコ	日本	株式	化学	2.4%
ラクスル	日本	株式	情報・通信業	2.3%
SREホールディングス	日本	株式	不動産業	2.1%
乃村工藝社	日本	株式	サービス業	2.1%
アンリツ	日本	株式	電気機器	2.0%
東宝	日本	株式	情報・通信業	2.0%
シンプレクス・ホールディングス	日本	株式	情報・通信業	1.9%
BuySell Technologies	日本	株式	卸売業	1.9%
ハーモニック・ドライブ・システムズ	日本	株式	機械	1.9%

※実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
※2026年は年初から作成基準日までの収益率です。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026年4月1日から2026年9月29日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	無期限(2000年6月30日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。 ●受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ●ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合 ●やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年6月29日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	年1回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。 収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	1,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知っている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※上記は、2026年1月30日現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。 なお、配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用													
購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に 3.3%(税抜3.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。詳しくは販売会社にお問い合わせください。												
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に 0.3% の率を乗じた額を、換金時にご負担いただきます。												
投資者が信託財産で間接的に負担する費用													
運用管理費用(信託報酬)	<p>運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下の通りです。 信託期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産から支払われます。</p> <p>純資産総額に対して年率1.65%(税抜1.5%)を乗じて得た額 $\text{信託報酬} = \text{運用期間中の基準価額} \times \text{信託報酬率}$ 支払先毎の配分は以下の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.77% (税抜0.7%)</td> <td>委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.77% (税抜0.7%)</td> <td>運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.11% (税抜0.1%)</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </tbody> </table>	支払先	内訳	主な役務	委託会社	年率0.77% (税抜0.7%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価	販売会社	年率0.77% (税抜0.7%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年率0.11% (税抜0.1%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
支払先	内訳	主な役務											
委託会社	年率0.77% (税抜0.7%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価											
販売会社	年率0.77% (税抜0.7%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価											
受託会社	年率0.11% (税抜0.1%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価											
その他の費用・手数料	<p>有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用等をその都度、監査費用等を日々、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有価証券の売買・保管に係る費用:有価証券の売買・保管にあたり、売買仲介人・保管機関に支払う手数料 信託事務に係る諸費用:投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息等 監査費用:監査法人に支払うファンドの監査に係る費用 												

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。



〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は2026年1月30日現在のものです。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.66%	1.65%	0.01%

※対象期間は2024年7月2日～2025年6月30日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

<メモ>

<メモ>

